

事務連絡
平成29年10月13日

各都道府県がん診療連携拠点病院担当課
国立研究開発法人国立がん研究センター担当課

御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦書及び現況報告書の
提出の留意事項について

平成30年度がん診療連携拠点病院等の指定の推薦手続き等については、「平成30年度がん診療連携拠点病院等の指定の推薦手続き等について」（平成29年10月13日付け健発1013第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）により依頼したところであるが、がん診療提供体制のあり方に関する検討会での議論を踏まえ、指定等に当たり以下のとおり取扱うこととしたので、新規指定推薦書及び現況報告書の提出に当たっては下記事項に留意するようお願いする。

記

I 診療実績について

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成26年1月10日健発0110第7号厚生労働省健康局長通知別添、以下「指針」という。）II2診療実績（1）において、「①または②を概ね満たすこと」としているが、この場合の「概ね」とは「9割」を目安とする。

II 既指定の医療機関が存在する2次医療圏から医療機関を新規推薦する場合について

複数の医療機関を同一の2次医療圏から新規推薦する場合、指針II2診療実績（1）①ア～エを含めた指定要件を全て充足していることとする（①を充足していれば、従来どおり必ずしも②を充足する必要はない。）。

III その他現行の指針では判断が困難な課題について

指定の有効期間において当該医療機関のがん診療提供体制が変更する場合（外来部門を附属外来センターに分離し、異なる医療機関番号で届出がなされる場合等）は、文書にて

迅速にその旨について厚生労働大臣に届け出ること。また、当該医療機関の指定については、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断するものとする。

○本件に係る照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

向井、丸野、石塚

TEL: 03-3595-2192 (直通)